



確 認 書

鎌倉市及び逗子市（以下「2市」という。）は、2市でのごみの広域処理に関する今後の協議について、次のとおり確認する。

2市は、燃やすごみを共同で焼却処理するための施設（以下「広域焼却施設」という。）を新たに設置するに当たっては、燃やすごみのごみ質を統一することを前提として、2市各々における生ごみ資源化施設等の稼動を踏まえ、広域焼却施設の整備及び両市の「ごみ処理広域化実施計画」の策定について協議する。

この確認書の取り交わしを証するため、本書2通を作成し、2市の市長が記名、押印の上、各1通を保有する。

平成22年2月4日

鎌倉市長 松尾



逗子市長 平井





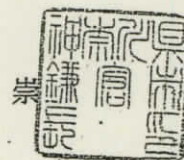
覚 書

鎌倉市及び逗子市（以下「2市」という。）は、平成18年4月24日付けで締結した2市でのごみの広域処理に関する覚書を合意の上、平成22年2月4日をもって解除する。

この覚書の解除を証するため、本書2通を作成し、2市の市長が記名、押印の上、各1通を保有する。

平成22年2月4日

鎌倉市長 松尾



逗子市長 平井



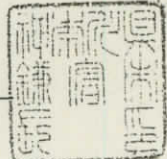
覚 書


鎌倉市並びに逗子市(以下「2市」という。)は、横須賀三浦ブロックごみ処理広域化に関する4市1町調整会議(首長会議)における合意事項に基づき、循環型社会の形成を目的にごみの発生抑制、減量化・資源化を図り、資源を有効活用するために、2市でのごみの広域処理について、次のとおり覚書を締結する。

- 1 2市は、横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想(素案)中間報告の考え方や検討経過を踏まえ、広域処理について協議をする。
- 2 2市は、両市の循環型社会形成推進地域計画を平成18年度に策定するため協議をする。
- 3 2市は、生ごみを資源化処理するための施設と燃やすごみを焼却処理するための施設の整備計画を早期に策定するものとする。
- 4 不燃・不燃性粗大、非容器包装プラスチックの資源物選別及び植木剪定枝の資源化処理については、施設の在り方や処理方式も含め協議する。
- 5 広域処理に係る経費については、2市において各々応分の負担をするものとする。ただし、負担割合等については、別途協議し決定するものとする。
- 6 広域処理に関し、本覚書に定めのない事項、改定及び追加を要する事項については、別途2市において協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、2市の市長が記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年4月24日

鎌倉市長 石渡 徳 

逗子市長 長島 一由 

覚書

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町（以下「4市1町」という。）は、平成12年8月28日付けで締結した覚書（平成14年3月29日付け覚書による一部変更後のものをいう。）を合意のうえ、平成18年1月31日をもって解除する。

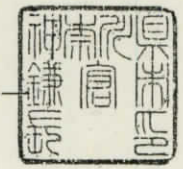
この覚書の解除を証するため、本書5通を作成し、4市1町の長が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年1月27日

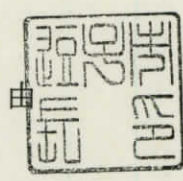
横須賀市長 蒲谷 亮



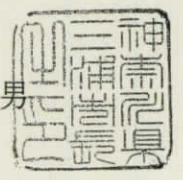
鎌倉市長 石渡 徳



逗子市長 長島 一



三浦市長 吉田 英男



葉山町長 守屋 大光



覚書

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町（以下「4市1町」という。）は、ごみ処理の広域化に関する組織について、次のとおり覚書を締結する。

- 1 4市1町は、ごみ処理に関する事務を広域で処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定に基づく広域連合を設立する。
- 2 広域連合の設立時期は、平成14年4月1日とする。
- 3 広域連合設立に向けて、平成13年度には、（仮称）広域連合設立準備協議会を組織する。
- 4 本覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、4市1町の長が協議して決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書5通を作成し、4市1町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年8月28日

横須賀市長

沢田 秀



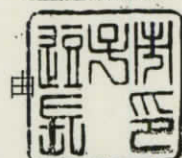
鎌倉市長

竹内



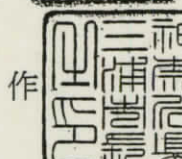
逗子市長

長島 一



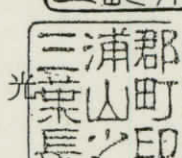
三浦市長

久野 隆 作



葉山町長

守屋 大 光



覚書

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町（以下「4市1町」という。）は、ごみ処理の広域化に関する組織について、平成12年8月28日付けで締結した覚書の一部を次のとおり変更する覚書を締結する。

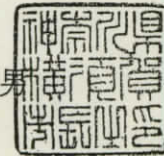
第2項中「平成14年4月1日」を「今後協議の上定めるもの」に改める。

この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、4市1町の長が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成14年3月29日

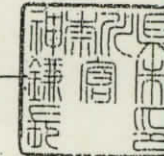
横須賀市長

沢田秀男



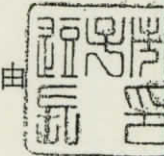
鎌倉市長

石渡徳一



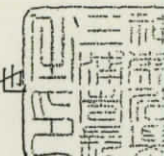
逗子市長

長島一由



三浦市長

小林一也



葉山町長

守屋大光

